

# 第23回JDA 秋季ディベート大会決勝戦

論題：日本は国会議員の一定数以上を女性とするためのクォータ制を導入すべきである

- ・試合日：2020年11月1日
- ・会場：オンラインにて開催
- ・肯定側：STARクラブA（守屋文貴・酒井洋一）
- ・否定側：シュラク隊（武田顕司・小林茜）
- ・ジャッジ：鈴木雅子・佐藤明大・天白達也・松田拓・小野航平
- ・結果：1-4で否定側
- ・ベストディベーター：小林茜（シュラク隊）

## ■肯定側第一立論：酒井洋一（STARクラブA）

メリット：ジェンダー平等政策の推進

内因性

1、日本には政治家を志す女性が多く存在します。

読売新聞、2019

「女性を対象にした政治スクールが盛況だ。[中略] こうしたスクールへのニーズへの高まりは昨年5月に施行された「政治分野における男女共同参画推進法」が影響している。参画法の紹介と共に女性議員の少なさが広く報道され、政治や議員の仕事に興味を持つ女性が顕在化[中略] 育成にとどまらず、立候補女性を資金面から支援する動きも出てきた。2014年に開塾した女性向けの赤松政経塾は1期生53人から始まり、現在は74人が在籍する。」<sup>1</sup> 終わり。

そのような女性は、明確な目的意識を持って政治家になろうとしています。パリテ・アカデミーという政治スクールの例です。

お茶の水女子大、申、2020

「次に、参加者たちは、ジェンダーや性的指向に関わる悩みや苦しみを感じた体験を持っていた。[中略] それで政治家になろうとする動機になっていることがわかった[中略] 参加者たちが政治家になって取り組みたい政策は、夫婦別姓、性暴力、子ども支援、環境問題、LGBT差別、教育問題、高齢者福祉などが圧倒的に多かった。」<sup>2</sup> 終わり。

2、ところが、日本の国会における女性議員比率は低いです。

2020年における女性議員の割合は、衆議院で9.9%、参議院で22.9%<sup>3</sup>です。

3、政党が女性候補者を積極的に公認しないからです。

笹川平和財団、2016

「政党内部での候補者の選定・公認指名過程も、女性に不利に作用している[中略] 「オールド・ボーイズ・クラブ（男性中心社会）」は、政党業務に女性が参入することを抑制・妨害することになる。このことは、選挙運動に資金を提供する側が、女性を当選の見込みのある候補者であると認識しにくくさせている。加えて、政党名簿の中で当選可能な順位に女性が置かれることはあまりない。」<sup>4</sup> 終わり。

実際、与党は女性候補の擁立に消極的です。

1 <http://parity-academy.org/images/media-publications/2019/0627/01.pdf?fbclid=IwAR345wumg9qY1YNkOE9IGt0mbW31eP4yKJGxWQcP6Z6cDUrL0UqIzdPsvUg>

2 申瑛榮（お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科ジェンダー研究所准教授）『女性の参画が政治を変える——候補者均等法の活かし方——』信山社、2020年、p.110

3 内閣府男女共同参画局『諸外国における政治分野の男女共同参画のための取組』令和2（2020）年3月作成、<http://www.gender.go.jp/policy/seijibunya/pdf/pamphlet.pdf>

4 民主主義・選挙支援国際研究所／笹川平和財団『多様性のある政治リーダーシップ～男女平等な政治参画に向けて～』2016年3月、[https://www.spf.org/publication/upload/WP\\_web.pdf](https://www.spf.org/publication/upload/WP_web.pdf)

朝日新聞、2019

「現職議員がいる主要政党で女性候補者が4割を超えたのは、社民、共産、立憲民主だけだ。自民は15%、公明は8%と、与党の低さが際立っている。」<sup>5</sup>終わり。

4、そのため、草の根の女性の声が政策に反映されにくい構造が生じています。

東京大学、前田、2020

「これに対して、多くの女性が自らの声を政治に届けようと草の根で活動していますが、基本的には国政とは切り離されてしまっています。そして両者が断絶しているが故に、政策は男性の要望が優先されるよう設計され、女性の要望は無視されやすくなるのです。」<sup>6</sup>終わり。

その結果、女性の視点が政策に反映されていません。

東大、大山、2016

「また、優先する政策課題にも男女で違いが見られる。女性は医療、年金、高齢者、子育て、教育、物価など家庭・家族関連の政策や男女平等の問題を重視し、男性は外交や行財政を重視する傾向がある。[中略] 経済・産業・外交などを「フォーマル」な課題としてより重視し、生活に身近な家族の問題、高齢者や子ども、若者など弱者の問題を「インフォーマル」な課題として本人の責任に帰するような傾向があるのは、「政治」が往々にして男性の視点に依拠されたものであり、女性の視点が欠如していることの表れではないか。」<sup>7</sup>終わり。

そこでプラン

- 1、小選挙区は、議員定数の40%を女性に割り当てます。
- 2、比例代表は、拘束名簿方式とし、女性の議席が40%となるようにします。
- 3、性別の区別は、自認にもとづくものとします。
- 4、その他必要な措置を取ります。

解決性

- 1、プランにより、女性議員の割合は40パーセントになります。
- 2、また、内因性1で述べたような目的意識を持った女性議員が政治の場に増えていきます。
- 3、高いポジションにつく女性も増えます。さらに超党派のネットワークにより女性政策に取り組む人が増え、男性議員と協力しながら政策が実現しやすくなります。韓国の事例です。

駐日韓国大使館、キム、2018

「では、女性の割り当て制すなわちクォータ制導入によって、どう変わったか[中略] 第三に、女性議員の専門性・能力に対する評価が変化してきた。たとえば会内で意思決定の権限を持つ役員に女性が就任するケースが増えてきた[中略] 第四に、女性数が増えた結果、所属政党を超えて女性議員同士の連携を通じて、女性関連政策にとりくむことが可能となった。第五に、議会の政治文化が変化してきた。とくに男性議員にも、女性関連法案を發議するケースも増えてきた[中略] 結果、政治分野における、女性の役割、女性の機能、女性の能力に対する、偏見がだいぶ解消されてきた。」<sup>8</sup>終わり。

4、プランにより国会内と国会外とのつながりが強化されます。具体的には女性議員を支援する女性運動が、相乗効果で活発になっていきます。

法政大、衛藤、2015

「また、台湾の女性議員比率はアジアでトップクラスであり、所謂ジェンダー・クォータがそれに貢献している。しかしながら、この制度を有効に機能させるために、台湾の女性たちは市民社会において女性候補者・女性議員を支援する組織を立ち上げ、女性候補者のリクルートメント、その選挙運動、当選後の議会活動を支えている。他方、女性の政治的表現性の向上は、こうした女性運動をさらに活発化させている。つま

5 「(社説) 参院選 女性候補 際立つ与党の努力不足」朝日新聞デジタル、2019年7月15

日、<https://www.asahi.com/articles/DA3S14097730.html>

6 「「ジェンダーは女性だけでなく男性の問題だ」政治と教育から考える日本のジェンダーの課題 前田健太郎准教授インタビュー」東大新聞オンライン、2020年3月29日、<https://www.todaishimbun.org/maeda20200329-2/>

7 大山七穂(東海大学文学部教授)「女性と政治」『NVEC 実践研究 第6号 女性のエンパワーメント』独立行政法人 国立女性教育会館、2016年2月28日、[https://nwec.repo.nii.ac.jp/?action=repository\\_action\\_common\\_download&item\\_id=18650&item\\_no=1&attribute\\_id=22&file\\_no=1](https://nwec.repo.nii.ac.jp/?action=repository_action_common_download&item_id=18650&item_no=1&attribute_id=22&file_no=1)

8 キム・デ・イル(駐日本国大韓民国大使館参事官兼領事兼選挙官)「とりプロなう95号 国際シンポジウム「選挙を変えれば暮らしが変わる」講演録」公正・平等な選挙改革にとりくむプロジェクト、2018年4月20日、[https://toripuro.jimdo.com/2018/04/20/%E3%81%A8%E3%82%8A%E3%83%97%E3%83%AD%E3%81%AA%E3%81%86%E3%99%EF%BC%95%E5%8F%B7/?fbclid=IwAR3D44fUJ0tMqx\\_okx8xt-S3x-GJhmSJFT1tOj4t3LSoELdfVjgpZnZhxss](https://toripuro.jimdo.com/2018/04/20/%E3%81%A8%E3%82%8A%E3%83%97%E3%83%AD%E3%81%AA%E3%81%86%E3%99%EF%BC%95%E5%8F%B7/?fbclid=IwAR3D44fUJ0tMqx_okx8xt-S3x-GJhmSJFT1tOj4t3LSoELdfVjgpZnZhxss)

り、参加民主主義と代表性民主主義とは有機的に結合することによって、相乗効果を発揮するのである。」<sup>9</sup>終わり。

5、こうした変化により、女性関連政策が進んでいき、社会の風土も変わります。フランスの事例です。

阪大、村上、2018

「ブルターニュ地域圏議会では、2004年の選挙の結果、女性議員率が51%となったことを契機に「女性政策」が急増したうえ、こうした政策の増加は女性議員ではなく、数人の男女の政治リーダーによって主導されていた。ここでいう「女性政策」は、伝統的に女性の政策領域とされてきた教育・医療・子どものケアのみならず、フェミニズムが希求してきたリプロダクティブ・ライツや賃金平等も含む幅広いものである。女性議員が十分に増えたことによって、政治風土自体が変革された好例だといえよう。」<sup>10</sup>終わり。

重要性

1、女性の政治参加は、政治の場に多様な声を反映させるために重要です。

法政大、衛藤、2014

「第3に、女性の政治的代表性が民主主義のあり方を変えるがゆえに、女性議員がふえることが必要であるという議論がある。これは女性の利益につながる政策が増えることを期待するものではなく、意思決定過程の民主的正統性を高めることに関心を寄せるものである。つまり、多様なアイデンティティを持つ人々が政治過程に参加することこそが民主主義であるという考え方である。とりわけ公的な領域から締め出されてきた女性たちは少数派の人権に敏感であることから、女性の政治代表は単に両性の政治的平等に貢献するだけでなく、多様な人々の間の政治的平等につながるという見方である。」<sup>11</sup>終わり。

2、ジェンダー平等な社会を実現するための礎となる法律はまだ未整備であり、法律を整備していくことは重要です。

上智大学、三浦、2020

「日本でこれだけジェンダーギャップ指数が低いのは、ジェンダー平等を進めるための基本的な法律が足りないことも要因です。女性差別禁止法やハラスメント禁止法、ジェンダー平等教育法などありません。他国では20年間の間に、様々な法的整備を進めてジェンダー平等を支えてきています。日本では法的基盤を整える女性議員がいない、ということに問題が集約されるのではないかと思います。」<sup>12</sup>終わり。

したがって、早急にジェンダー平等政策を進める必要があります。

重要性の3。

内因性の4で述べたように、女性の声を政策にスムーズに反映させる構造を作ることそのものも重要です。

終わります。

## ■否定側質疑：小林→酒井

小林：はい、よろしくお願ひします。

酒井：お願ひします。

小林：解決性の3点目の「女性が高いポジションにつき協力できた」エビデンスに確認します。これは、韓国の事例ですよね。

酒井：韓国の事例です。はい。

小林：韓国ではどのような制度を導入していますか。

酒井：韓国では、ま、クオータ制はクオータ制なんですけど、比例の方は、半数…強制代表で、小選挙区の方は、努力型だったのでしょうか。

小林：努力型とは何でしょうか。

酒井：努力型…

9 衛藤幹子（法政大学法学部政治学科教授）「ジェンダーと民主主義に関する国際比較研究」『科学研究費助成事業研究成果報告書』2015年5月、[https://hosei.repo.nii.ac.jp/?action=repository\\_action\\_common\\_download&item\\_id=13200&item\\_no=1&attribute\\_id=22&file\\_no=1](https://hosei.repo.nii.ac.jp/?action=repository_action_common_download&item_id=13200&item_no=1&attribute_id=22&file_no=1)

10 村上彩佳（大阪大学大学院人間科学研究科博士後期課程）「男女平等理念が異性愛主義と結びつく危険性——フランス市民の「パリテ」解釈を事例に——」『フォーラム現代社会学』17（2018年）、[https://www.jstage.jst.go.jp/article/ksr/17/0/17\\_63/pdf-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/ksr/17/0/17_63/pdf-char/ja)

11 衛藤幹子（法政大学法学部教授）三浦まり（上智大学法学部教授）「なぜクオータが必要なのか——比較研究の知見から」『ジェンダー・クオータ 世界の女性議員はなぜ増えたのか』三浦まり/衛藤幹子編著、明石書店、p.24

12 三浦まり（上智大学法学部教授）「安倍政権や総裁選、合流新党の方針を「女性活躍」の視点から読み解く」安田菜津紀（インタビュー）2020年9月13日、<https://d4p.world/news/6818/>

小林：はい。  
酒井：ちょっとここでは述べていないですね。このエビデンスでは。  
小林：はい、わかりました。では次に、4点目のところなんですけれども、ここでは、国会の内外のつながりができる、とおっしゃっていましたね。  
酒井：はい。  
小林：これは、台湾の事例だったと思います。台湾はどういった制度を導入していますか。  
酒井：制度の方は…これは…台湾は割り当てだったような気がします…  
小林：割り当て…  
酒井：はい。  
小林：で、もう一点確認ですが、ここでは、要するに、外…そとの女性運動と国会内の結びつきができる、という話だったと思いますが、これは、内因性でいうところの、何の解決に、どのようなプロセスで寄与するんですか。  
酒井：なるほど。まず、内因性のところで、今分断されています、と…前田さんとかのエビデンスですね…  
小林：しかしながら、ゴールは、メリットのラベルからしますと「政策推進」ですよ。  
酒井：そうですね。  
小林：政策推進では、どのような…  
酒井：で、今、女性の…  
小林：あ、どうぞ。  
酒井：ごめんなさい、被せちゃって。女性の数が少なく…議員の数が、ですね、そういう…ある程度、声を反映させたい人がいるんだけど、それを受け取る人たちがなくて…じゃあ、数が増える、っていうことになる、そういうのを受け取る人たちがいて、じゃあ、そういう人たちが…女性議員が活躍します。じゃあ、それをまた支えましょう、と、そういう好循環が生まれる、っていう、そういう…  
小林：あ、なるほど、つまり、国会に女性という代表を送り込み、その人たちが市民運動の声を受けて、それを立法につなげていく、この仕組みができるから、メリットにつながる。これでいいですか。  
酒井：それが、プラン後の方が、より進む、と。今はそれが断絶されて、だいぶ少ない状態になっているよね、という話ですね。  
小林：はい、わかりました。最後に、5点目のところなんですけど、ここではフランスの事例を挙げられていましたね。  
酒井：はい。  
小林：この、フランスの制度はどういった制度ですか。  
酒井：これ、地方議会のやつについては、半数、候補者を出すんですかね…ちょっと…ごめんなさい、詳しく…あ、フランスの地域のやつは、ペア、でしたっけか…割り当てかな…  
小林：ちょっとわからない、ということですね。ありがとうございます。[時間切れ]

## ■否定側第一立論：武田顕司（シュラク隊）

### カウンタープラン

- 1、政党が擁立する候補者の男女比の差が2%を超える場合、政党交付金を男女比の差に応じて減額します。
- 2、減額率は、50%から75%、150%と段階的に高めていきます。

実際にこうした制度がフランスの下院で取られています。

### 資料、内閣府、12年

「1999年の憲法改正によって、議員職への男女平等参画の奨励が明示された後、2000年に選挙の候補者を男女同数とすることをめざして、選挙制度に応じて以下のような種々の制度を定めた法律（パリテ法）が成立した。パリテ法により、比例代表制がとられている上院議員選挙では候補者名簿の登載順を男女交互とすることが定められている。なお、小選挙区制がとられている下院議員選挙では、クオータ制は採用されていないが、政党の候補者を男女同数に近付けるため、男女の候補者の比率の差が2%を超えた政党に対しては、制裁として助成金が減額される。」<sup>13</sup>おわり。

例えば、現在の自民党の候補者のおおよその男女比は、男性85に対し女性15なので、男女比の差は70%です。「男女比の差70%」×「減額率50%」=35%なので、この場合政党交付金が3割減ることとなります。

### 非命題性

クオータ制とは、割り当て制度です。

### 資料、上智大、三浦、14年

「ジェンダー・クオータとは議会における女性の過少代表を解消するために、議席または候補者の一定割合を女性、または両性に、割り当てる制度である。」<sup>14</sup>終わり。

13 内閣府 男女共同参画局『政治分野における女性の参画拡大のためのポジティブ・アクションについて～諸外国の事例を中心に～』平成24（2012）年4月、[https://www.gender.go.jp/policy/positive\\_act/pdf/positive\\_action\\_011.pdf](https://www.gender.go.jp/policy/positive_act/pdf/positive_action_011.pdf)

我々は割り当てていないので、論題外です。

#### 優位性 A

カウンタープランで肯定側のメリットをキャプチャーできます。以下、説明を2点。

1、日本でも交付金は政党の重要な収入源なので、積極的に候補者男女比を是正する動機になります。

資料、時事ドットコム、19年

「今年4月に解散した自由党を除き、年間収入に対する政党交付金の割合が最も高いのは国民民主党（84.8%）で、立憲民主党（75.8%）が続いた。自民党は66.5%、共産以外で最も低いのは公明党の19.8%だった。」<sup>15</sup>終わり。

2、実際、フランスでは女性議員の割合が4割近くを占めるようになっています。

資料、内閣府、19年

「一方フランスでは、下院にあたる国民議会に占める女性の割合は38.8%に達しており、内閣も男女同数である。〔中略〕ただし20年前のフランスの国民議会は、現在の日本の衆議院と似通った状況にあった。1997年の時点では、国民議会で女性が占める割合はほんの10.9%だった。〔中略〕国民議会議員選挙における主要政党の女性「候補者」の割合の推移からも明らかなように、罰則規定の強化が政党の取組を促進している。2017年の国民議会議員選挙では、パリテの取組に積極的であるマクロン大統領が創設した政党「共和国前進」が候補者の完全なパリテを実現している。またパリテ法の制定を先導した社会党も、49.4%とほぼパリテに達している。さらに、パリテの推進について慎重だった共和党も、39%の女性候補者擁立を実現している。」<sup>16</sup>終わり。

よって、メリットが発生します。

#### 優位性 B

カウンタープランでは、以下に述べるプラン固有のデメリットが発生しません。ここでは、クオータのように女性を急に増やす政策「ファスト・トラック」よりも、カウンタープランのように女性を徐々に増やす政策「インクリメンタル・トラック」の方が優れていることを示します。

デメリット：女性への反発

固有性

1、カウンタープランでは、政党の判断で女性候補者増加を見送ることができるようになっております。例えば現職議員の反発等が想定されますが、フランスではこういった制度の抜け穴をのこし、ゆっくり女性候補を増やして反発を抑えました。

資料、ロンドン大、マレー、12年 [和訳]

14 三浦まり（上智大学法学部教授）「書籍情報コーナー 三浦まり・衛藤幹子編『ジェンダー・クオータ 世界の女性議員はなぜ増えたのか』」『国際女性』No.28（2014）、[https://www.jstage.jst.go.jp/article/kokusaijosei/28/1/28\\_149/\\_pdf-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/kokusaijosei/28/1/28_149/_pdf-char/ja)

15 「交付金依存度、4割台変わらず 18年の政党収入」時事ドットコムニュース、2019年11月30日、<https://www.jiji.com/jc/article?k=2019112900907&g=pol>

16 村上彩佳（専修大学講師）「フランスにおける女性議員の増加のプロセスとその要因：クオータ制導入の頓挫からパリテ法の制定・定着まで」『内閣府男女共同参画局推進課・諸外国における政治分野への女性の参画に関する調査研究報告書』2019年4月、[https://researchmap.jp/ayakamurakami/published\\_papers/20789522/attachment\\_file.pdf](https://researchmap.jp/ayakamurakami/published_papers/20789522/attachment_file.pdf)

「財政的ペナルティの使用は、政党にパリテを実施するインセンティブを与えるだけでなく、政党がすぐにパリテを達成できる場合とそうでない場合に抜け出る方法を提供した。[中略]同時に、政党は法律を弱めて管理しやすくすることで、パリテへの現実的な障害を克服した。」<sup>17</sup>おわり。

国立国会図書館の19年のデータによれば、日本の衆議院議員の平均年齢は54.7歳なので<sup>18</sup>、現職は自然に引退していくと考えられ、時間をかければ反発を抑えて女性を増やすことができます。

## 2、カウンタープランで政党の態度も変わります。

同資料。

「UMPのパリテへの「転換」は、ル・ジェイン・セナック・スラウインスキー(2008b)が行ったインタビューで観察された。彼は、UMPのメンバーがパリテに対するイデオロギー的な嫌悪感を克服し、共和党の理想に適合する「必要悪」と考えるようになったことを発見した。」<sup>19</sup>終わり。

## 3 点目、カウンタープランで社会の価値観も変わります。

同資料。

「第一は、職場における平等である。[中略]これらの改革は、政治的な領域を超えてパリテを拡大しようとする政府への圧力が比較的少なかった時期に行われたものであり、フランスにおけるパリテの概念が政治思想に深く根付いており、公共生活のあらゆる面での代表性不足の問題に対処するための既定の方法として見られるようになってきていることを示している。」<sup>20</sup>終わり。

---

17 Rainbow Murray (University of London), “Parity in France: A ‘Dual Track’ Solution to Women’s Under-Representation”, *West European Politics*, Routledge, 2012, [http://www.rainbowmurray.co.uk/WEP\\_2012.pdf](http://www.rainbowmurray.co.uk/WEP_2012.pdf)

[原文]

“The use of a financial penalty provided parties with an incentive to implement parity where they could, but also provided an opt-out where a party could or would not achieve parity immediately. Furthermore, the law only applied to the number of candidates and not to the number of women elected, thus permitting parties to place women in unwinnable seats if they so chose. These loopholes were reflected in the fact that most smaller parties respected the law while the larger parties paid penalties (the winning party, the UMP, only fielded 19.6 per cent women in 2002 and 26 per cent women in 2007), and the overall proportion of women candidates greatly exceeded the proportion of women elected. It is clear that parity is most effective in local and European elections, less effective in senatorial elections, least effective in legislative elections, and without jurisdiction over key springboard positions of power. One could argue that the key difference lies in the electoral system, with parity much harder to implement in single-member districts. Alternatively, one could argue that the law is designed to have an immediate and significant impact at the lower levels, with a more gentle and controlled impact at the higher levels of power, in order to provide women with local experience before obliging parties to select women for higher office. This would be consistent with the notion of a bottom-up approach. Finally, and more cynically, one could argue that the law enabled women to access the political offices with lower status, while permitting parties to preserve the positions of greatest power for men. There is an element of truth to all three explanations. The use of single-member districts certainly hampers the implementation of parity, although a measure such as paired seats (twinning) or reserved seats could be used to overcome this problem. The idea that parties have tried to adopt an incremental, bottom-up approach is explored in more detail below. Finally, there is no doubt that the spirit of the law has been breached by parties in order to protect the political interests of men at the expense of women. Examples of this include the placement of women in unwinnable seats in legislative elections; the under-representation of women in positions of power in local executives, even when their placement on the list should have translated into a more powerful position; the multiplication of party lists in senatorial elections so that a male incumbent placed third behind the obligatory woman in second place on the list could defect to another list and keep the seat instead of ceding it to her (Bird 2003; Murray 2008); and recent reform of local government that replaces departmental and regional councils with territorial councils elected through SMP, despite warnings about the deleterious impact that this would have on women’s representation within these powerful local offices. Overall, the passage of ‘parity’ represented something of a normative victory for women, as the recognition of women’s entitlement to equal citizenship and representation was enshrined in the constitution. At the same time, parties overcame the practical obstacles to parity by weakening the law to make it more manageable.”

18 国立国会図書館「データで見る議会—欧米主要国の議会と我が国の国会—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.1065 (2019.8.1) 、[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11335971\\_po\\_1065.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11335971_po_1065.pdf?contentNo=1)

19 前掲、Murray

[原文]

“The ‘conversion’ of the UMP to parity was observed in interviews conducted by Réjane Sénac-Slawinski (2008b), who found that members of the UMP had overcome their ideological aversion to parity and had come to consider it a ‘necessary evil’ which was compatible with republican ideals.”

20 前掲、Murray

[原文]

“The first is parity in the workplace. A new constitutional reform was undertaken in 2008, worded similarly to the parity reform, stating that ‘the law favours the equal access of men and women to positions of professional and social responsibilities’. This reform was supplemented with legislation passed in 2011, mandating large private companies to appoint 40 per cent women to their boards by 2017. These reforms came at a time when there was relatively little pressure on the government to extend parity beyond the political sphere, demonstrating that the concept of parity has become deeply engrained in political thought and has become seen as the default way of addressing problems of under-representation in any aspects of public life.”

4点目、このような政党や社会の変化は、ゆっくりとした変化によってもたらされます。

同資料。

「パリテによって引き起こされた重要な態度の変化は、おそらくパリテのより穏やかな実施によって支援された。反対派は、不信感を抱く女性政治家や袂を分かった元男性の現職議員を探すのに苦勞してきた。ファスト・トラックによる解決策に関連する利点と問題点の両方が、フランスではほとんど見られない。」<sup>21</sup>終わり。

発生過程

急にクオータを導入すると、男性議員や国民の反発が生じます。

資料、デンバー大助教授、ベリーら、20年、和訳

「以前は男性が支配していた空間に、より多くの女性が入り込むようになると、「女性の従属を維持し、増加させるための家父長的な力による新たな決意」にさらされる可能性がある。[中略]それは、政治的地位に就こうとしたり、公的な立場で政治的な場に参入しようとする個々の女性に向けられることがあり、多くの場合、言葉や身体的な暴力によって、個々の女性が以前は男性が支配していた場への参入を拒否することを目的としている。さらに、政治の外で自分の権利を主張したり、男性の家族に相談せずに意思決定をしようとする女性など、より一般的な女性に向けられることもある。さらに、バックラッシュは、家庭や経済など、定着したジェンダー抑圧の形態を変えるための対応をする努力をせずに、女性が正式で目に見える制度に参加することが優先されてきた文脈において、特に顕著になる可能性がある。」<sup>22</sup>終わり。

このように、価値観が変わるのを待たず結果だけを求めると反発は顕著になります。

深刻性

政治における女性への暴力は権利侵害に繋がります。

資料、ラトガーズ大、クルークら、19年、和訳

「第一に、虐待を「政治をするための代償」として受け入れることは、民主主義の堅牢性に疑問を投げかけるものである。平等性の問題がなくても、選挙運動を妨害したり、役人の職務遂行を妨げたりすることは、候補者や有権者の政治的権利を侵害することになる。第二に、個人の特性を理由とした虐待を容認することは、個人の人権を侵害し、個人の誠実さや社会的価値観を損なう。第三に、女性の政治参加からの排除を常態化することは、女性を二流の市民権に追いやり、男女平等の原則を脅かすことになる。」<sup>23</sup>終わり。

---

21 前掲、Murray

[原文]

“The significant attitudinal changes triggered by parity have perhaps been assisted by the gentler implementation of parity. Opponents have struggled to find swathes of discredited women politicians and embittered former male incumbents. Both the benefits and problems associated with fast track solutions have been largely absent from France.”

22 Marie E. Berry (University of Denver), Yolande Bouka (Queen’s University), Marilyn Muthoni Kamuru (Independent Consultant), “Implementing Inclusion: Gender Quotas, Inequality, and Backlash in Kenya”, *Politics and Gender*, March 2020, [https://www.researchgate.net/publication/339725653\\_Implementing\\_Inclusion\\_Gender\\_Quotas\\_Inequality\\_and\\_Backlash\\_in\\_Kenya](https://www.researchgate.net/publication/339725653_Implementing_Inclusion_Gender_Quotas_Inequality_and_Backlash_in_Kenya)

[原文]

“As women begin to enter previously male-dominated spaces in greater numbers, they can be subjected to the “renewed determination by patriarchal forces to maintain and increase the subordination of women” (Walby 1993, 76). This “renewed” attention suggests a reactivation of patriarchal efforts to police women’s bodies and rights through whatever means possible, rather than simply a continuation of ongoing patterns of violence. This backlash can manifest in various ways. It can be directed at individual women who seek political office or enter political spaces in official capacities, often through verbal or physical violence that aims to deny individual women entry into previously male-dominated spaces. Moreover, it may be directed at women more generally, such as women outside politics who attempt to assert their rights or make decisions without consulting male family members. Moreover, backlash can be particularly acute in contexts in which women’s inclusion in formal, visible institutions has been prioritized without a corresponding effort to change entrenched forms of gender oppression, such as in the family or the economy.”

23 Mona Lena Krook (Professor of Political Science at Rutgers University), Juliana Restrepo Sanin (Professor of Political Science at the University of Florida), “The Cost of Doing Politics? Analyzing Violence and Harassment against Female Politicians”, *Perspectives on Politics*, Cambridge Core, 2019, [https://www.ndi.org/sites/default/files/cost\\_of\\_doing\\_politics\\_analyzing\\_violence\\_and\\_harassment\\_against\\_female\\_politicians.pdf](https://www.ndi.org/sites/default/files/cost_of_doing_politics_analyzing_violence_and_harassment_against_female_politicians.pdf)

[原文]

“First, accepting abuse as “the cost of doing politics” raises questions about the robustness of democracy. Even without equality concerns, interfering with election campaigns or preventing officials from fulfilling their mandates violates the political rights of candidates as well as voters. Second, tolerating mistreatment due to individuals’ ascriptive characteristics infringes on their human rights, undermining their personal integrity and sense of social value. Third, normalizing women’s exclusion from political participation relegates them to second-class citizenship, threatening principles of gender equality.”

よって、カウンタープランの方が優れています。

## 競合性

プランとカウンタープラン、同時にやったとしても、より女性議員が増えるというわけではないので、カウンタープランだけやる方が、問題が少ないので、カウンタープランを導入すべきです。

ちょっとデメリットを説明するんですけども、これ、カウンタープランでも起きるのではないかと思われるかもしれないんですけども、これはですね、固有性の…一番最後の資料かな…見てほしくてですね…すいません、ここじゃなくて発生過程でした…[時間切れ] すいません、終わります。

### ■肯定側質疑：酒井→武田

酒井：まず、カウンタープランのプランの内容についてお聞きします。

武田：はい。

酒井：これは、フランスの下院で取られている制度そのもの、ということよろしいですか。

武田：そうですね。同じような制度設計です。

酒井：同じなんですね。

武田：はい。

酒井：で、これは、要するに、男女同数の候補者から、政党が擁立した数が、ずれていくと、そのずれ幅に応じて、助成金を減らす、と。

武田：そうです。

酒井：はい、わかりました。あと、非命題性のところなんですけど、これは、三浦さんのエビデンスで、クオータの定義を言っていましたよね。

武田：はい。

酒井：割り当ててない、というのは、どういう…割り当ててるっていう意味は、どういう…

武田：別に、カウンタープランは、政党が直接何人、って割り当ててるわけではなくて、モチベーションを上げるようにしているだけなので、国会議員の…

酒井：ごめんなさい、じゃあ質問を変えていいですか。割り当ててる、っていう意味について、定義は示されましたか。

武田：「割り当ててる」の定義、ですか。

酒井：はい。

武田：割り当ててる…まあ日本語で考えてもらえればいいと思うんですけども、国会の議席に、そのまま割り当ててる、っていうことですかね。

酒井：はい、わかりました。政党が、やっていないっていうことなんですか。それとも、法律が割り当ててない…どういう意味ですか。

武田：どういうことですか、それは。

酒井：候補者を割り当ててない、とおっしゃったんですけど、政党が…

武田：カウンタープランが、なんで論題外…でなければならないのか、と。結局、法律は割り当ててないですね、カウンタープランは、まず、で、政党が割り当てるかどうかも、政党の判断に任されるので、別に、制度的な帰結として割り当てられるわけではないと思っています。

酒井：あ、そういう意味ですね。わかりました。ありがとうございます。じゃ、ちょっと、優位性のところなんですけど、これは、ゆっくりやった方が、デメリットのような反発が少ない、という…そういうことなんですかね。

武田：ま、大筋そうです。

酒井：はい、わかりました。で、その理由としては、何を挙げられていました…男性議員の反発…意識が変わらない…変わりやすい、ということなんですか。ゆっくりした方が。

武田：そうですね。ゆっくりした方が、何ですかね…反発が少なく、意識が変わっていく、っていうことが、フランスでも起きている、ということが言えますかね。

酒井：わかりました。あと、デメリットサイドなんですけど、これ、インパクトを最後、権利侵害、とおっしゃっていたんですけど、何が起るんですか。妨害が起るとか、そういう話はあったんですけど…

武田：そうですね。ここの資料で言っているのは、まず、選挙運動を妨害したりとか、職務遂行を妨げたりすること自体が、政治的権利を侵害している、というのが一つ。二つ目が、そういった暴力とか、差別的発言とか、そういった、虐待自体が、個人の人権の侵害だから良くないよね、っていうのが二つ目。三つ目が、政治参加…そういうのがあると、したくなくなるじゃないですか。そういうのを常態化していくことが、女性を二流の市民権に追いやって、良くないですよ、と、深刻性では言っていますね。

酒井：どれくらいのことが、どういう期間起るのか、とまでは立証していないですね。

武田：具体的に、何がどのくらいの期間起るのか、とは、特に言っていないですね、ここでは。

酒井：はい、わかりました。その、深刻性の意味というのは、実際起ることなのか、そもそもそういう[時間切れ] 起りうるものが…

武田：起こったこと自体が深刻ですよ、っていう説明ですね。

### ■肯定側第二立論：守屋文貴（STARクラブA）

否定側のカウンタープランは、論題に含まれます。したがって、論題を肯定しています。以下、肯定側の論題の解釈を示します。



1 点目。クオータ制について、否定側の定義を認めたいうえで、「割り当てる」の定義をまず示します。

デジタル大辞泉より引用

「全体をいくつかに分けて、それぞれにあてがう、配分する、わりふる。」<sup>24</sup>終わり。

この解釈によれば、カウンタープランと同じフランスの制度は、クオータ制に含まれます。なぜならば、候補者全体を男女の二つに分けて、その 50%を女性に割り振ろうとするものだからです。こうした解釈方法の例を挙げます。

阪大、村上、2017

「本稿では、フランスにおいて、1999 年の憲法改正をふまえて、2000 年に制定されたクオータ制、「選挙による議員職及び選挙によって任命される公職への男女の均等なアクセスを促進する 2000 年 6 月 6 日法律」、通称パリテ法とその関連法律に焦点をあてる。パリテ法は各政党に対し男女それぞれ 50%ずつの候補者クオータ制を義務付ける、世界でも類を見ない高い割当値を用いるクオータ制である」<sup>25</sup>終わり。

また、否定側の提出した、上智大三浦のエビデンスにおいても、カウンタープランと全く同じ…これ、質疑で確認しましたがけれども…下院の選挙区の制度について、50%割り当て（クオータ）としています。

上智大、三浦、2014

「小選挙区制の事例はイギリスとフランスである。〔中略〕他方、フランスは法的に 50%の事実上のクオータを適用しており、それはパリテと呼ばれる。候補者を届け出る際に、男女の比率が半々でない場合、政党助成金が減額される仕組みであるが、今のところ保守系の政党を中心に、助成金が減らされても選挙で勝算が高いと思われる男性候補を擁立する傾向にあることから、女性議員比率は 26.9%に留まっている。」<sup>26</sup>終わり。

以上のように、トピカルなので、カウンタープランは、まず取れないと思います。

続いて、カウンタープランの優位性に、全部で 6 点反駁していきたいと思います。

まず 1 点目。強制力の弱いカウンタープランだと、女性候補者は当て馬にされて、なかなか当選できません。

阪大、村上、2019

「国民議会議員選挙のパリテ規定には、さらに二つの「抜け穴」が存在する。第一に、立候補者が同数でありさえすれば、政党補助金が減額されないため、女性候補者に当選が難しいことが見込まれる選挙区を割り当て、当選見込みの高い選挙区をベテランの男性候補者たちで独占するという傾向がみられる。実際に国民議会議員選挙では、立候補者に占める女性の割合に比べて、当選する女性候補者の割合が低い状態が続いていた。」<sup>27</sup>終わり。

続いて 2 点目。助成金だけだと女性議員が増えません。なぜかという、今、特に与党の場合は、男性議員が占めていて、その人たちをリストラするのが大変だからです。強い政党からの抵抗があります。

お茶の水女子大、申、2013

「選挙候補者女性クオータ制度は、女性の政治的代表的性を高めるために多くの国で導入されているが、選挙制度の改革や政党の候補者選択の自由を制限するため政党の反対が大きい。」<sup>28</sup>終わり。

なので、こういうリストラを断行できるのか、カウンタープランで。自民党が、自分でそういうことができるのか、ということが不明です。なので、強制力のある、プランのような形をとるべきだ、という我々の主張をとってください。

2 点目として、実際に男女共同参画法とかでも、まったく変化ありませんでした。

24 <https://www.weblio.jp/content/%E5%89%B2%E3%82%8A%E5%BD%93%E3%81%A6%E3%82%8B>

25 村上彩佳（大阪大学大学院人間科学研究科博士課程）『フランスの性別クオータ制「パリテ」に関する社会学的研究——女性たちの運動と差異のジレンマに焦点をあてて』大阪大学大学院人間科学研究科 過程博士 学位論文、2018 年、[https://researchmap.jp/ayakamurakami/published\\_papers/9973061/attachment\\_file.pdf](https://researchmap.jp/ayakamurakami/published_papers/9973061/attachment_file.pdf)

26 三浦まり（上智大学法学部教授）衛藤幹子（法政大学法学部教授）「はじめに」『ジェンダー・クオータ 世界の女性議員はなぜ増えたのか』三浦まり/衛藤幹子編著、明石書店、p.12

27 村上彩佳（専修大学講師）「フランスにおける女性議員の増加のプロセスとその要因：クオータ制導入の頓挫からパリテ法の制定・定着まで」『内閣府男女共同参画局推進課・諸外国における政治分野への女性の参画に関する調査研究報告書』2019 年 4 月、[https://researchmap.jp/ayakamurakami/published\\_papers/20789522/attachment\\_file.pdf](https://researchmap.jp/ayakamurakami/published_papers/20789522/attachment_file.pdf)

28 申瑛榮（お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科ジェンダー研究所准教授）「ジェンダー政策の形成過程——理論的考察と韓国の事例」『国際ジェンダー学会誌』Vol.11（2013）[http://www.isgsjapan.org/journal/files/11\\_shin\\_kiyoung.pdf](http://www.isgsjapan.org/journal/files/11_shin_kiyoung.pdf)

社会学者、上野、2020

「例えば、候補者ができるかぎり男女同数になることを目指した候補者男女均等法〔中略〕結果、女性の当選者は28人で改選前後で変化がありません。法律を作った効果はゼロといえます。」<sup>29</sup> 終わり。

なので、多少プレッシャーをかけたところで、全然効果が出ないので、なんでお金を減らしただけでそういう効果が得られるか、というのが不明です。

3点目。フランスで、実際に効果があった、というふうに言うかもしれませんが、日本では起きません。なぜかという、自民党ってというのは、滅茶苦茶金を持っていて、政党助成金なんかで揺れ動かないからです。多少の減額は、自民党へのプレッシャーになりません。

作家、本間、2017

「これを現在の状況に当てはめると、改憲派の中心である与党自民党は、豊富な政党助成金に加えて日本経済団体連合会や改憲支持団体などからの莫大な寄付金をいくらかでも広告に投入できるのに対し、護憲派を構成する野党は資金量の面で圧倒的に見劣りする〔中略〕これでは改憲派の広告宣伝を担当する電通の独壇場となり大量の…」<sup>30</sup> 終わります。

なので、自民党は、そんなお金の減額ぐらいじゃへこたれない、ということです。

4点目。三浦の…先ほど読んだ、ですね、トピカルティの攻撃で読んだ三浦のエビを引っ張ってほしいんですけども、今のところ、保守系の政党中心に、助成金を減らされても、選挙で勝算が高いと思われる男性候補を擁立する傾向にある、ということなので、プラン後、こういった、自民党が変化する、という証明をしないかぎり、フランスの事例は取れないと思います。

続いて5点目。プランの方が、逆に優位です。強制力があるからで、なぜかという、クリティカル・マスってのがあって、それが、女性比率が30%を超えないと、女性同士の連携が進まないからです。

上智大学教授、三浦、2016

「それをあらわすのが、クリティカルマス理論という概念だ〔中略〕クリティカルマスが必要な理由は、おおよそ30%を超えるとマイノリティであるがゆえにもたらされる負のレッテルを気にしないですむようになり、より自由に本領を發揮できるようになる〔中略〕5%にも満たないような超マイノリティであるときは、あまりの少なさから超党派の連携が可能であっても、適度に増えるとむしろ女性であることを強調されることのデメリットを意識するようになり、また女性同士の競争を周囲があおることもあり、動きにくくなる。和光大学教授の竹信三恵子が女性比率5~20%は地獄の数字と表現するように日本の国会はこの水準域に入ったため女議懇がかえって機能しなくなった可能性もあるだろう。」<sup>31</sup>

続いて、バックラッシュ、に反駁します。

まず、深刻性です。暴動が…どのぐらいの悪いことが起きるか、っていうのが不明です。

2点目として、その悪いことがどのぐらい続くか、というのが不明です。

ターンです。一時的に、そういう、だらだら悪いことが続くよりも、むしろこういうことを一気に乗り越えた方がいいです。クリティカル・マス理論を伸ばしてください。

続いて、発生過程にアタックします。

誰が、どういうふうにこういう悪いことを起こすのか、立証がありません。

2点目として、現在は…そういうバックラッシュ的な発言をすると、世間からバッシングを受けるようになっていきます。なので、政治の場でバックラッシュを起こすこと自体が困難です。

高知新聞、2020

「性暴力被害を巡り、「女性はいくらでもうそをつけますから」。被害者を蔑視するような発言をした自民党の杉田水脈衆院議員に対し、抗議活動が続いている。性暴力…」<sup>32</sup> [時間切れ] 終わります。

29 上野千鶴子 (WAN (認定 NPO 法人ウィメンズアクションネットワーク) 理事長・社会学者) 「上野千鶴子氏が語るジェンダーギャップ (2020 年 1 月 27 日配信『日本経済新聞』)」 『障害福祉&政治・社会・平和問題ニュースサイト』 2020 年 1 月 27 日、<https://gogotamu2019.blog.fc2.com/blog-entry-6759.html>

30 本間龍 (作家・元博報堂社員) 『メディアに操作される憲法改正国民投票』 岩波ブックレット、2017 年、<https://www.iwanami.co.jp/moreinfo/tachiyomi/2709720.pdf>

31 三浦まり (上智大学教授) 『日本の女性議員 どうすれば増えるのか』 三浦まり編著、朝日新聞出版、2016 年、前半部 pp.42-43、後半部 pp.54-55

32 「【杉田議員問題】自民党は厳正な処分を」 高知新聞 2020 年 10 月 19 日、<https://www.kochinews.co.jp/article/406490/>

## ■否定側質疑：武田→守屋

守屋：お願いします。

武田：はい、お願いします。まず、非命題性のところのアタックで、村上さんと三浦さんの資料を読まれていたと思うんですけども、この二人が、何ですかね…カウンタープランみたいな、補助金を減らすのを、クオータ、というふうに分類している、というのはわかったんですけど、この人たちはなんで、カウンタープランみたいな方法を、クオータ、というふうに分類したんですかね。

守屋：事実上に…法的に割り当てる、っていうふうに言っていて、クオータと差分がない…結果として制度が…

武田：結果として女性が増えたら、それはクオータになる…割り当ててることになるから、クオータ、というふうにした、っていうことでもいいんですかね、じゃあ。

守屋：えーとですね、もう一回エビデンスを読むと、フランスは、法的に50%の事実上のクオータを適用しており、っていうふうに言っていて、法的にも…

武田：えっと…いいですか、すいません。多分ですね、我々の一番最初の資料でも言っているんですけど、フランスって、上院ではクオータを導入してるんですよ。50%/50%でね。で、我々、下院の方の話をしていて…

守屋：えっと、今読んだエビデンスは…

武田：この資料は、下院について言った資料ですか。

守屋：そうです。はい。小選挙区の事例は、イギリスとフランスである…下院の…っていうふうに言っています。

武田：わかりました。そしたら、ちょっと後で見せてもらおうと思います。じゃあ、次行きたいんですけど、当て馬、っていう話があって、で、村上さんの資料で、女性が当選率が低い状態が続いていた、って言っていたと思うんですけど…言っていましたよね、まず。

守屋：はい。

武田：ここの資料で…この資料の中で、続いていたのは、いつまで続いていた、って言っていますか。ここの資料は。

守屋：いつまで、っていうふうには、具体的に言っていないです。

武田：わかりました。じゃあ、次に行くんですけど、まずですね…4点目の反論ですかね。自民党は、助成金に対して…そんなに影響ない、みたいな話…反論があったと思うんですけども、この、本間さんの資料ですかね…豊富な助成金と寄付があるから、みたいな話を、資料中でされていたと思うんですけど、これ、この資料で、助成金が自民党にとって大事じゃない、とかって言っています？この資料。

守屋：んー、まあ、相対的に価値が低いっていうつもりで言ってます。

武田：相対的に価値が低い、って資料中で言っていますか。

守屋：そのつもりで我々は出しました。資料中では言っていないです。

武田：ああ、なるほど、ま、言っていないということですね。わかりました。5点目で、クリティカル・マス、っていう話があったんですけど、これは、女性の割合が30%を超えてこないと変化が起きない、という話でよかったですか。

守屋：それが1点目と、途中で地獄の谷みたいなのがあって、かえって動きづらいフェーズがある、という…

武田：地獄の谷…はい。

守屋：5~20%は地獄の数字である、と。なので、女性同士の連携が機能しにくくなるフェーズがあるので…

武田：なるほどなるほど。そうすると、どちらにしても、30%を超えてきたところでメリットが起きてくるっていうのが、肯定側のメリット、っていう理解でいいですかね。

守屋：我々は40%なんですけど…まあ…

武田：ああ、すいません、30%を超えてくるような… [時間切れ] ありがとうございます。

## ■否定側第二立論：小林茜（シュラク隊）

メリットの内因性1、政治家の候補が多い、に1点。

資料では、塾に入っている人が多い、と言っているだけで、教育効果が上がっている証明がありません。

解決性2、意識が高い人が受かる、に3点。

1、女性候補者の絶対数は少ないので、クリティカル・マスに届く立証がありません。

日経新聞、2018年5月16日

「2017年衆院選の当選者数に占める女性の比率は、10.1%。女性候補者数も少なく17.7%にとどまった。」<sup>33</sup> 終わり。

33 「女性議員増法が成立 各党に候補者擁立促す」日本経済新聞 2018年5月16日、<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO30567730W8A510C1EAF00/>

2、女性政治家が増えないのは、予備軍となるキャリアについている女性の絶対数が少ないからです。

東大、前田、2019

「だが、日本の選挙で女性候補者が少なくなるメカニズムは、おそらくアメリカとは異なっているだろう。[中略]これに対して、日本の候補者は地方議員や議員秘書、官僚、労働組合など、政党の設定したキャリアパスを通じて擁立されることが多い。このキャリアパスを通る候補者は男性の割合が圧倒的に高く、女性候補者にはスポーツ選手やタレントのように知名度への期待によって擁立される事例が目立つ。」<sup>34</sup>終わり。

3、特に、地方議会で政治経験を積んでいる女性は少なく、これは日本特有の状況です。

法政大、衛藤、2010

「——日本で女性政治家が増えないのはなぜでしょうか。衛藤 国政に進むうえで予備軍となる地方議会に女性が少ない。これは諸外国では見られない状況だ。」<sup>35</sup>終わり。

よって、これら日本特有の状況が改善されない限り、適切な女性候補者は増えません。

解決性3、政策を実施する能力がある、に7点。

1、実際は、女性議員が増えても男女の不平等を是正する政策は選択されません。政策推進の鍵となるのは、推進力があり立法能力を持った女性が出てくるかどうかです。

東大、前田、2019

「興味深いことに、近年ではフェミニズムの側からも、クリティカル・マス理論には不十分な点があるという議論が提起されている。女性議員の割合が三〇%を超える国が増える中で、それだけでは男女の不平等を是正する政策は選択されないことが明らかになってきた。むしろ、個別の局面では、他の女性たちを巻き込み、立法活動を推進する能力を持った「クリティカル・アクター」と呼ばれる議員が鍵を握るのだという。」<sup>36</sup>終わり。

2、実証分析でも、女性の数が増加しただけでは合意形成プロセスに影響を与えられないことが分かっています。

ラトガーズ大、クルーク、2015、和訳

「ジェンダーと制度に関する研究を進展させ、女性の地位の占有率の影響が、異なる意思決定ルールの使用によって媒介される可能性があることを実証している。意思決定が多数決で行われる場合、女性の数が増えるにつれて女性の影響力が高まる。対照的に、コンセンサスによる意思決定の場合には、同様の効果は見られない。男性の権威と影響力は、グループのメンバーに占める相対的な割合によっては影響を受けない。」<sup>37</sup>終わり。

3、日本では女性は力を発揮できません。日本の政党の意思決定はコンセンサス型なので、ベテラン議員と合意形成できる能力が必要だからです。

衆議院議員、野田、2013

「総務会長は、自民党の最高意思決定機関、総務会の議長です。人事、法案、ここですべて党として意思決定されます。たとえば法案だと、党の部会などで議論された後で、ここ総務会の議題となります。ここを通った法案は党議拘束がかかるのが原則です。[中略]総務会のメンバーにも一年生議員はいません。比例

34 前田健太郎（東京大学法学政治学研究科准教授）『女性のいない民主主義』岩波新書、2019年、p.177

35 衛藤幹子（法政大学法学部政治学科教授）「日本の女性政治家はなぜ少ないか」『選択』2010年6月号、<https://www.sentaku.co.jp/articles/view/9623>

36 前掲、前田、p.164

37 Mona Lena Krook (Professor of Political Science, Rutgers University), “DIALOGUE: GENDER, GROUP DELIBERATION, AND AUTHORITY Empowerment versus backlash: gender quotas and critical mass theory”, *Politics, Groups, and Identities*, Jan. 2015, [https://mlkrook.org/pdf/pgi\\_2015.pdf](https://mlkrook.org/pdf/pgi_2015.pdf)

[原文]

“Advancing research on gender and institutions (Duerst-Lahti and Kelly 1995; Krook and Mackay 2011), they demonstrate that the impact of women’s share of positions may be mediated by the use of different decision-making rules. When decisions are taken by majority vote, women’s influence rises as their numbers increase. In contrast, when decisions are made by consensus, there is no similar effect: women enjoy more equal authority even when their numbers are small, with little change as their proportion grows. These dynamics, crucially, appear to hold only for women: men’s authority and influence are not affected by their relative share of group members.”

の各ブロックの代表者や、大臣経験者の重鎮が顔をそろえています。〔中略〕議論をして、最後は全会一致が原則です。〕<sup>38</sup>終わり。

プランによって、強引に増やした女性が重鎮を説得できる能力を持てる立証がないので、解決性はありません。

4、実際、候補者を育てないまま強引に増やすと数合わせになり、女性が政党にコントロールされました。

サルゴダー大、ジャビーン、2020、和訳。なお、資料はパキスタンの議員へのインタビューです。  
「指定席に選出された女性のほとんどは、政治的な経験が不足している。これらの経験の浅い女性議員は、効果的に活動するために必要な適切な訓練や専門知識が不足している。〔中略〕指定席に選出された女性の苦境は、地域の権力基盤がなく、政治経験もないため、指定席の選挙手続きの結果、お飾りになる危険性が高い。〕<sup>39</sup>終わり。

5、クオータを導入したアルゼンチンでも、急激に女性を増やした結果、女性が政党にコントロールされ、ジェンダー関連法案の採択率が下がりました。

筑波大、菊池、2013

「前項で検討したように、アルゼンチンでは「女性クオータ法」により、女性議員数が急増した。〔中略〕ところが、上院における女性議員の比率も飛躍的に上昇した2001年以降、ジェンダー関連法案の採択率は極めて低水準で推移するようになった。特に、2002年、2003年、2006年、2007年にはそれぞれ131本、138本、265本、128本の法案が提出されたが、1本も可決されなかった。〔中略〕特に、議員候補者選出過程に対して大きな影響力を有している州知事にとって、上院議員は非常に重要な存在である。その結果、クオータ制が女性候補者の擁立を義務付けていることを利用し、自身の妻や姉、妹などを上院議員候補とすることが少なくない。したがって、クオータ制が両院に導入された2001年以降、州知事たちが身内の女性を上院議員候補として擁立するようになり、結果的に州知事の意向を汲んだ保守的な女性上院議員の増加がジェンダー関連法案の採択率を低下させたと考えられる。〕<sup>40</sup>終わり。

6、ターンです。プラン後、女性議員の意見は反映されにくくなります。急激な改革を導入すると反発が起きて、女性に対する暴力など、女性の権利行使を妨げられるからです。INCの優位性Bの発生過程の資料を伸ばしてください。

7、実際、暴力によって女性議員は辞めざるを得なくなっています。

ラトガーズ大、クルークら、2016、和訳

38 野田聖子（衆議院議員、党総務会長）「総務会長という仕事」『HUFFPOST』2013年5月23日、[https://www.huffingtonpost.jp/seiko-noda/post\\_4852\\_b\\_3323853.html](https://www.huffingtonpost.jp/seiko-noda/post_4852_b_3323853.html)

39 Sher Muhammad (Ph.D. candidate in the Department of International Relations and Political Science, University of Sargodha), Musarrat Jabeen (Associate Professor in the Department of International Relations and Political Science, University of Sargodha), "The Role of Candidate Selection Procedure in Effective Implementation of Gender Quota: A Case Study of Pakistan", *THE NIEW JOURNAL*, NAM Institute for the Empowerment of Women, January 2020, [https://www.researchgate.net/publication/338828729\\_THE\\_ROLE\\_OF\\_CANDIDATE\\_SELECTION\\_PROCEDURE\\_INEFFECTIVE\\_IMPLEMENTATION\\_OF\\_GENDER\\_QUOTA\\_A\\_CASE\\_STUDY\\_OF\\_PAKISTAN](https://www.researchgate.net/publication/338828729_THE_ROLE_OF_CANDIDATE_SELECTION_PROCEDURE_INEFFECTIVE_IMPLEMENTATION_OF_GENDER_QUOTA_A_CASE_STUDY_OF_PAKISTAN)  
〔原文〕

““Selection of reserved seats is always done by the party leadership. Mostly women candidates are handpicked by the party leadership without any consultation with the women wings of the party. Most of the women elected to the reserved seats are lacking in political experience. These inexperienced female parliamentarians are lacking in proper training and expertise that are required to work effectively (personal interview).” While answering the question about election procedure for the reserved seats, majority of the women are not in favour of the indirect election procedure. One woman MNA points out that the quota and non-quota women are not treated equally in the Parliament: “We are accustomed to the comments from male colleagues that we do not need funds as we do not have any constituency. The male MNAs believe that our presence is at their courtesy. We sit silently and always perform like puppets. Sometimes, we face some derogatory remarks and comments on our appearance but the women elected to the general seats feel more comfortable in the Parliament (personal Interview).” A male Member of the Parliament points out another aspect: “The stronghold of the political parties over representatives is not only for quota women or just to women. There is a similar pattern existing among the male Members of the Parliament, too. In the selection of male candidates, it is largely the decision of the party leadership to give a ticket to a person. All political parties give the ticket to a candidate who has the maximum chances of winning (personal interview).” Another woman elected to a general seat suggests to quota women to overcome such barriers: “These quota women can counter-balance the risk of becoming tokens by having some kind of power base in the constituency and also the party. I have been active in the local politics and my party is aware of the strong support of the area. The predicament of women elected to the reserved seats is that they have no power base in the area and also have no political experience so they are at a high risk of becoming tokens as a result of the election procedure of reserved seats (personal interview).””

40 菊池啓一（筑波大学人文社会系研究院）「アルゼンチンとクオータ制」『国際女性』No.27（2013）、[https://www.jstage.jst.go.jp/article/kokusaijosei/27/1/27\\_92/\\_pdf-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/kokusaijosei/27/1/27_92/_pdf-char/ja)

「政治における女性に対する暴力は、候補者や選挙で選ばれた役人としての女性の政治参加を抑止するための新たな戦術として、世界中、特にラテンアメリカでますます認識されるようになってきている。[中略] 女性政治家は明らかに最も直接的な影響を受けている集団であり、NGOの研究によると、暴力事件の発生によって女性は士気を失い、意思決定の中心から排除され、再選に立候補する可能性が男性よりも低くなったり、任期が短くなった後に離脱したりすることが示唆されている。」<sup>41</sup> 終わり。

解決性3と解決性5点目にまとめて反論。肯定側は質疑で、韓国では努力型の制度が導入されていると言っていました。また、フランスは分からないと言っていました。フランスでは全国的に見ると、カンブラで述べた通り、ゆっくりとした政策を行っています。INCの立証の通りです。これはファスト・トラック型のクォータではなく、インクリメンタル・トラック型を導入したのでうまくいった、というだけで、プランには合致していません。

次に、解決性4の、国会内外の結びつき、の点に1点。解決性2へのアタックのとおり、結びつきが強まっても女性議員が活躍できないので無意味です。

では、ここでアタックにおけるカウンタープランとプランの差分を説明します。

議員育成には時間がかかりますが、カウンタープランの場合、時間をかけられるので女性議員を育成してから送り出すことができ、質の点で優位性があります。

衆議院議員、野田、2020

「民間企業も同じでしょうが、自民党でも次代のために今から女性議員を育てていこうと考えています。今年9月、自民党で「女性未来塾 特別講座女性候補者育成コース」を開講しました。[中略]

——私塾で議員候補者を地道に増やしていく、ということですか？

野田 具体的には、女性議員を地方議会から出していきます。過疎化により立候補者が定員割れしている地方議会なら、女性議員を優先的に送れます。議会が小さいほど、議案は地域密着型になるため、その土地で暮らしていれば知っていることばかりで、女性が政治に慣れることができる。[中略] 今までの女性議員は、ブームや女性ポジションありきでぼっと出てくる人が多かったため、地域との一体感がなく、長く続かないケースがほとんど。たとえ逆風にさらされるアンチブームのときでも、生き残れる女性議員をたくさん育てたいですね。その結果、衆議院議員の女性比率が3割に達するのは、3回の選挙で徐々に増やしていきます、10年はかかると思います。」<sup>42</sup> 終わり。

では、最後にケースの方に…すいません、カウンタープランに行ってください。ここで、非命題性のところに対して2点返します。

1点目として、論題の文言を確認してください。「国会議員の一定数以上を女性とするクォータ制」というふうに限定がかかっています。ここで、カウンタープランでは、国会議員の一定の数を女性、というふうには決めていないので、ノントピカルです。

2点目。実際、カウンタープランの資料の一枚目を伸ばしてください。内閣府では、フランスの下院に特化して見ると、クォータではない、という解釈も取られています。

終わります。

---

41 Mona Lena Krook (Associate professor, Department of Political Science, Rutgers University), Juliana Restrepo Sanin (Graduate student, Department of Political Science, Rutgers University), “Gender and political violence in Latin America, Concepts, debates and solutions”, *Politica y gobierno*, 23(1), January 2016, [https://www.researchgate.net/publication/301583709\\_Gender\\_and\\_Political\\_Violence\\_in\\_Latin\\_America\\_Concepts\\_Debates\\_and\\_Solutions](https://www.researchgate.net/publication/301583709_Gender_and_Political_Violence_in_Latin_America_Concepts_Debates_and_Solutions)

[原文]

“Violence against women in politics is increasingly recognized around the world—but especially in Latin America—as an emerging tactic to deter women’s political participation as candidates and elected officials. In this article, we survey how this concept has been defined by academics and practitioners across the region, largely in terms of physical and psychological violence, and then draw on global data and research in various academic disciplines to propose expanding this concept to include two further forms of violence: economic and symbolic. These forms of violence, we emphasize, are already implicit in many existing definitions of violence against women in politics but have not yet been theorized as such. We provide examples of all four types of violence in Latin American countries and then consider a range of solutions that might be pursued by state and civil society actors in light of this broader definition. We argue that a more comprehensive approach provides the best bet for tackling violence in all its forms. We contend that attending to these issues is important not only for women interested in pursuing a political career, but also to citizens and the academic community more broadly. Female politicians are clearly the ones most directly affected, with studies by NGOs suggesting that incidents of violence leave women demoralized and excluded from the centers of decision-making, leading them to be less likely than men to stand for reelection, or to leave after fewer terms served (Herrera, Arias, and Garcia, 2011; sap International, 2006).”

42 野田聖子(衆議院議員・自民党幹事長代行)「日経WEPコンソーシアム・インタビュー 野田聖子 女性大臣わずか2人…女性議員は増えるのか?」2020年10月9日、<https://woman.nikkei.com/atcl/cons/050800007/100800033/?P=3>

## ■肯定側質疑：守屋→小林

守屋：じゃあ、カウンタープランサイドから聞いていきます。

小林：はい。

守屋：自民党はもう、女性の…候補者を育成するコースを始めている、っていうことでしたね。

小林：はい。

守屋：はい。これ、どのぐらいの候補者がいるか、とかは…あるいは、数が、現時点で少ない、とまでは言っていないでしたね。これは、10年かけてやっていこう、ということですね。

小林：ここでは数は言っていない…はい。10年ぐらいかかるのではないかと、言っています。

守屋：はい、ありがとうございます。そしたら、我々の解決性の3点目と5点目に当てたものですかね、フランスではゆっくりとした政策をとっている、という事でしたけれども、韓国に対してはどのような反駁があったんですかね。

小林：韓国も同様で、努力型、という質疑応答の回答でした。努力型、すなわち、強制的に増やす政策ではない、ということですので、二択の…

守屋：比例の方、っていうことですかね。

小林：はい、そうです。

守屋：あ、比例じゃない、小選挙区か…

小林：あ、すいません、そうです。

守屋：はい、わかりました。あとは…クリティカル・アクターが必要、って言っているのは、能力が不足している、っていうことですかね。

小林：そうですね。クリティカル・アクターが出てこない、ということです。

守屋：出てこない理由、っていうのは、急いで増やすから、そういう能力を持った候補者のプールが無いんじゃないか、って…世の中に…そういう話をされていますか。

小林：ま、そうです。そういう人が出てこない、ということです。

守屋：なるほど、わかりました。そういうふうには足りない、って言っている根拠って言うのはどこになるんですか。

小林：解決性2点目への3点の反論を参照してください。さらに、育成にも10年ぐらいはかかります。

守屋：ああ、その、自民党で10年かけて育てていこう、って言っていることを指していますか。

小林：プラス、すいません…解決性2への3点の攻撃を参照してください。今現在、人材がいないです、というところです。

守屋：わかりました。あとは…合意形成できる能力は、ない、と。で、党議拘束がかかるから、結局言いなりになってしまうんだ、みたいな話でしたかね。

小林：そうですね。

守屋：で、上が、ジェンダー政策に反対するっていう証拠は述べてましたか。

小林：それに関しては、肯定側の内因性とかでも、今政策ができていないそうなので、反対される可能性が高いのかな、と思っております。

守屋：ああ、なるほど、わかりました。あとは…アルゼンチンの話と…これは、上院の話、でいいですよ。下院ではないですよ、エビデンスは。

小林：そうです。はい、そうです。

守屋：はい。これは、なぜ上院で増えなかったかという、身内を登用していたから、っていうことですね。

小林：そうですね。まあ、保守的な議員を擁立した、ということですね。

守屋：わかりました。あとは…ごめんなさい…ラテンアメリカの話をもう一回教えてもらっていいですか。7点目の反駁です。

小林：はい。これは、女性に対して、暴力とか、暴言とか、そういう… [時間切れ] ありがとうございます。

守屋：ありがとうございました。

## ■否定側第一反駁：武田顕司（シュラク隊）

まずカウンタープランの非命題性、ここに反論のあったところに3点反駁します。

1点目として、肯定側はですね、定義を出したんですけれども、なんでこの定義に従わなければならないのか…三浦さんとか、村上さんの解釈に、なんで乗らなきゃいけないのか、っていう証明がないです。

2点目として、我々のカウンタープランの一番最初に読んだ資料ですね、ここを見て欲しいんですけど、肯定側の資料って、パリテ法って言葉を使っていたと思うんですけど、パリテ法って、中身を見てみると、上院の比例代表選挙で、半分を男性、女性、割り当てる、ってやつと、下院の補助金を減額する、っていう、二つ、話していると思うんですね。こちらの後者に関しても想定した資料なのか、っていうのが、説明がなかったと思います。なので、これは、上院のやつをですね、クオータ、ということで引用している可能性もあります。

3点目として、肯定側のクオータの解釈を取るべき理由として、肯定側が言っていたのは、結果的に女性を増やすことになる…割り当てることになるのであれば、それはクオータだ、というふうには言っていたので、すけれども、これって、合理的な解釈ではないと思います。なぜなら、制度的にですね、補助金が減額され

でも、別に女性を…立てない、っていうふうな判断も政党としてはできるわけですから、そういうことをチョイスした場合はですね、全然ですね、割り当てる結果にならないので、制度的な帰結としてそういうのはもたらされないもので、これは、肯定側の解釈は妥当ではありません。

仮に肯定側の解釈を認めてしまったら、肯定側は、優位性へのアタックの3点目で言ったような男女候補者均等法みたいなもの、クオータ制、ということになってしまうので、これはやっぱり取れない解釈だと思います。なので、内閣府の定義を採用してください。

次に優位性のAに行ってください。一個ずつ反論していきます。まず、1点目の反論で、抜け穴がある、というところがあったんですけど、彼らの資料は、「続いていた」って言っているんですけども、実はその後ですね、フランスの人たちは、法律を遵守するようになりました。

資料、ハーバード大、ウィークス、16年、和訳

「公的圧力は、特定の抜け穴を悪用することによって身をかがめることが可能であるとしても、法の精神に従うことを当事者に強制します。たとえば、多くの学者は、割り当て法が弱いと見なされているフランスの事例について議論しています。当初、多くの政党は法律を無視するか（代わりに罰金を支払う）、または女性を勝てない席に置いた。フランスの執行の抜け穴は変わっていませんが、その後の選挙では、政党はより多くの女性候補者を提案し、法律をより遵守しています。2000年には、フランスの国会の女性の割合は11%でした。2014年1月の時点で、ほぼ3倍の27%になっています。なぜ変更するのですか？かつては違憲であり、敵対的な議論の対象であったパリティの概念は、現在、世論調査で継続的に支持されています。フランスは珍しいケースではありません。」<sup>43</sup>終わり。

よって、カウンタープランの優位性で言っているように、意識も変わっていくわけですから…どんどんそういったのを増やしていくわけですから、解決性、っていうのはあります。

2点目の反論ですね、助成金だけではだめだ、と言っていたんですけど、1点目として、彼らは、反対している、って言っていたんですけど、なぜ反対するのか、という証明がありません。2点目として、反対するとしても、反対を続ける、っていうことも言っていないです。で、3点目として、実際にそういったものが、フランスで変わったよ、っていうのが、優位性のところで、説明しています。保守的な、UMPっていうところの人が、イデオロギー的な困難を克服した、というふうに言っているのだから、変わっていく、っていうことがプランによって…カウンタープランによって、起こると思います。

3点目の反論です。男女雇用機会均等法で、効果がなかった、って言っていたんですけど、1点目として、これがカウンタープランに当てはまる、という証明は全くないです。2点目として、我々のプランは、モチベーションを上げる、っていうふうな政策なので、男女雇用機会均等法と全く…差があると思います。

4点目として、自民党は、何か…助成金を減らしても大丈夫なんだ、って言っていたんですけど、1点目として、質疑で確認したように、資料中ではそんなこと一言も言っていないです。2点目として、実際にどうなのか、っていうと、優位性の1枚目の資料ですかね…で言ったように、自民党の政党助成金の割合って66.5%もあるわけですから、これは大きなモチベーションをする…資料になると…議論になると思います。なので、カウンタープランで解決性は成り立ちます。

5点目の反論ですね。クリティカル・マスのお話があったんですけども、1点目として、これ、カウンタープランでクリティカル・マスを超えられない、という話はしていません。2点目として、優位性のところで証明したように、実際に2018年段階では、フランスっていうのは40%近くになっているわけですから、カウンタープランでも、ゆっくりではあるけれども、クリティカル・マスを超えられるわけです。少なくとも、肯定側は、急いでやらないとメリットが発生しない、っていうことを全く言っていないわけですから、カウンタープランでも十分メリットはキャプチャーできます。

で、えーと…優位性のBのところは反論があったと思うんで、それを見ていきたいと思います。はい、で、えーとですね… [時間切れ] 終わります。

43 Ana Catalano Weeks (College Fellow, Department of Government, Harvard University), "Identity and Policymaking: The Policy Impact of Gender Quota Laws" February 2016, <https://dash.harvard.edu/bitstream/handle/1/33493419/WEEKS-DISSERTATION-2016.pdf?isAllowed=y&sequence=4>  
[原文]

"Public pressure compels parties to comply with the spirit of law, even if it is possible to shirk by exploiting certain loopholes. For example, many scholars have discussed the case of France, where the quota law is considered weak. Initially many parties ignored the law (paying a fine instead), or placed women in unwinnable seats (Fréchette, Maniquet & Morelli 2008; Murray, Krook & Opello 2012). Although the enforcement loopholes in France have not changed, in subsequent elections parties have put forward more female candidates, complying with the law to greater extent (Murray 2010a). In 2000, the percentage of women in parliament in France was 11%. As of January 2014 it has almost tripled to 27%. Why the change? The concept of parity, once deemed unconstitutional and the subject of hostile debate, now enjoys sustained support in public opinion polls (Murray 2012a). France is not a unique case; recent literature suggests that the degree to which parties will intentionally thwart a quota law declines over time (Paxton & Hughes 2015)."



## ■肯定側第一反駁：酒井洋一（STAR クラブA）

まず、カウンタープランのトピカリティの議論から行ってください。まず、肯定側…国会議員を割り当てない、という論題の解釈の話がありましたけれども…候補者が対象である、という反論がありましたけれども、論題は、否定側も合意している通り、導入される政策の効果を論じることを求めています。そのため、論題にある「国会議員を一定数以上とする」ということは、政策として最終的に国会議員を増やす効果があることと解釈…そういうクォータ制、という解釈をすべきです。したがって、国会議員を増やす効果…意図をもった政策手段として、候補者を増やすクォータ制…というのは、論題に含まれます。で、カウンタープラン…というのは、そういう効果を持っているクォータ制ですから、これは当たります。

さらに、どうして肯定側の定義を取んなきゃいけないのか、って言うんですけど、これ、否定側さんが示した三浦さんのエビデンスの定義なんですよ。だから、否定側さんは、そういう定義を取ります、って言うているので、それに乗っても勝ってます、って言うことなので、全然返っていない。

あと…私が2ACで読んだ、三浦さんのエビデンスを…2014年のエビデンスで、イギリスとフランスの小選挙区制の事例だ、って言うところなんですけど、これについても、ちゃんと「政党助成金が減額される仕組みであるが」って言うふうに言っているんですね。で、「候補者を届け出る際に、男女の比率が半々でない場合」、って言うているので、まさにカウンタープランのことについて、クォータ制だ、って言うているんです。なので当たります。

あと、現状の候補者均等制…というものについても、トピカルかもしれない、って言う話なんですけど、それは、論題を見てですね、一定数以上とする、って言う話なので、現状より増やす、ということであれば、プラン…そういう、現状とは違うもの、というのであれば、そういうものを取る、って言う話なので、トピカリティの問題、というのはプランとの関係では取れないと思います。

有意性の議論ですね。優位性の議論、これについては、いろいろ返しがあったんですけども、リストラをできるかどうか…カウンタープランで…男性議員のすごい強い反発があって…ここ、ほぼドロップしています。これ、できる、って言う実証は無いんですね。結局だから、そういうふうに、強制力を入れた方がいい…って言うのは残っている。さらに、クリティカル・マスに…すぐ達成できるかどうか、って言うところも言っていない。だから、すぐこういうことができるプランの方が優位です。

次に、デメリットですね。デメリットについて。これについては、結局、誰がどんなふうにかこすか、って言うことが立証されていない。それで、ここでターンに当たって、結局、「地獄の数字」を超えられるプランの方がいい、と…クリティカル・マス…30パーセント…いきなり40パーセントを超えられる、というところが、こちらの方が残っているんで、デメリットは立っていない。

次、内因性なんですけれども、内因性の一点目の候補者の話、これって、アカデミーとかだったんですけど、こういう人たちは一定数いて、それは効果がある、ということはあるんですね。なおかつ、これ、急激に数を増やすわけですから、いろんな人達を掘り起こすことができる。そしてですね、パリのアカデミー、というのでも一定の効果も上げていて、地方議会とかで…例えば、15人くらいですかね…15人出て4名受かった、って言うような事例もあるので、そういう効果もある、という話。

解決性の議論。これ、結局、そういう人たちが出てこないだめだ、って言うことしか言えていなくて、最後、唯一あったのがアルゼンチンで…そういうことになりました、って言う話を言っていたんですけども、アルゼンチンの例…って言うのは、結局…言っていたのは上院の事例であって、下院でも…下院ではクォータ導入によって女性が増えたことで女性関連法案というのが採択されることが増えていました。

筑波大学、菊池、2013

「1995年12月の改選によって女性下院議員の比率が27%に達するとジェンダー関連法案の採択率も上昇傾向を見せ、1999年には11%のジェンダー関連法案が議会によって可決された。」<sup>44</sup>

ということなんです。これって結局、上院議員が州知事と、何か特殊な関係があって、日本でそういう…例えば、県知事が、参議院議員の候補者選出に何か影響力がある、って言うことが立証されていませんから、この、アルゼンチン…って言うことは起こらない。

結局それでどうなるか、という、韓国のエビデンスとかそういうのは、数が増えてどういふ効果が起こった、というところまでは言えていて、そうすると、例えばポジションが上がっていく、とか、そういうことがあれば、ターンで言っていたような…言いなりな人だ、って、女性運動…女性政策を増やすことができない、ということではできない。[時間切れ]要するに、クリティカル・アクターが出る…ということでは言っています。

44 菊池啓一（筑波大学人文社会系研究院）「アルゼンチンとクォータ制」『国際女性』No.27（2013）、[https://www.jstage.jst.go.jp/article/kokusaijosei/27/1/27\\_92/\\_pdf-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/kokusaijosei/27/1/27_92/_pdf-char/ja)

## ■否定側第二反駁：小林茜（シュラク隊）

始めます。

まず、カウンタープランの命題性のところ…非命題性のところを見てください。ここで、肯定側の主張としては、結果として女性が増える…一定数以上増えるかどうか、っていうところで見てください、っていうのが結論でした。そうなるのか、っていうところなんですけど、これは、デメリットの固有性の1点目を伸ばしてください。ここで言っているように、政党には裁量があって抜け穴がある、っていうのは、この試合の共通見解です。したがって、一定数以上常に増えるとは言えないので、この時点で肯定側の基準に当てはまっていない、非命題的と取れます。

では次、重要な点について、デメリットをそのまま伸ばしてください。説明していきます。

まず、カウンタープランでメリットがキャプチャーできるのか、っていう、優位性Aのところ。ここに関しては、日本で政党交付金は重要な収入源になっている、これ自体は否定されていない。で、2点目として、フランスでも当時は10パーセントぐらいしか女性はいなかったのに、それが徐々に増えて、最終的には40パーセント近く到達した。これも否定されていないので、キャプチャーできる、というふうに考えられます。両方キャプチャーできる中で、差分というのは早さになってくると思いますが、早いことによって優位性がある、っていう証明は肯定側からはなかったの、この試合、メリットについて差分はないです。

次に、優位性Bのデメリットのところへ行ってください。ここで、私たちの主張のコンセプトは、ファスト・トラックよりも、ゆっくり増やすインクリメンタル・トラックの方がいい、という主張です。これが立っているかどうか。

まず、固有性のところを見てください。ここのところで、日本の衆議院議員の平均年齢というのは54歳ぐらいだ、っていう話をしていて、この人たちっていうのは、一定年齢になったら引退していくわけじゃないですか。そしたら、徐々に増やしていくことができるから、反発を防ぐことができる、っていうのが、我々の主張なわけです。これに関して、今日本の議員の反発があるからできないんじゃないか、って言っていたんですけど、まさにそれを利用して徐々にやっていくからいい、っていうのが我々の主張なので、残っています。

次に、これについてエビデンスもあります。固有性の4点目を伸ばしてください。ここでは、パリテの、徐々にやった政策が、こういった解決を支持してきた、っていうことを言っていて、ファスト・トラック、つまり、素早くやることによる弊害っていうのが、パリテでは起こらなかった、っていうことを言っているので、この時点で差分、あります。

次に、発生過程も伸ばしてください。ここでも、価値観を変える努力をせずに政策を導入してしまうことによって、反動が起きる、ということをやっているの、ここの差分も残っています。これに対して、肯定側は、一気に増やさないとだめ、という「地獄の谷」の議論を伸ばしてくるとかもしれませんが、それ自体は、特にインパクトが述べられていないので、ポーターにはならず、むしろ、その深刻性のところで言っているとおり、女性が辞めざるを得なくなってしまうとか、そういうところの方が、十分に明確に述べているので、重要だと思います。

では次に、メリットのサイドに移ってください。ここに関しては、2NCの議論、そのまま伸びてくると思っています。

まず、内因性のところを見て欲しいんですけど、今の、現状を見てみると、育成している、っていう機関があることはわかったんですけど、そこで能力が伸びている、っていう証明はありませんでした。これに対して、実際どうなるか、っていうと、解決性2点目へのアタック3枚を伸ばしてください。今、実際候補者は、育てているとか言っているけど、少ない、というのが現状ですし、2点目として、キャリアもない、ということをやっていますし、3点目として、経験も積めていない、ということをやっています。つまり、候補者のプールが足りていない、ってことです。

これに対して、これで、増やしてしまうとどうなるか、っていうと、解決性3へのアタックも、7点そのまま伸ばしてほしいんですけど、数だけ増えてもお飾りになってしまう、ということ、基本的なコンセプトとして言っていて、クリティカル・アクターというのが出てこない意味ないわけです。かつ、合意形成には寄与しない、っていうところも言われていて、日本は合意形成型だから駄目だ、っていうところまで証明しています。

さらに、実際そういうふうにしてしまったパキスタンっていうのは、数合わせになってしまって、まったく能力を発揮できていない、っていうところも、海外の事例として言っています。これに対して、アルゼンチンではできていた、とか言っているんですけど、日本の実情は固有だ、っていうところを伸ばしてほしいんですね。それはどこかという、さっきの解決性2点目へのアタックの3枚目のところなんですけど、地方議員とかの経験が少ないのは、日本特有の事情であって、海外では見られない、って言っているじゃな

いですか。だから、日本に特化した分析ができてるのが、ネガのサイドだけなので、こちらの分析の方に優位性があると考えられます。

次に、解決性の3点目と5点目へのアタックも、そのまま伸ばしてください。3点目の、韓国の事例なんですけど、ここでは、努力型の制度を導入してる、っていうのがコンセンサスで、それ自体はさっきの整理でいくとインクリメンタル・トラック、つまり、徐々にやっついこう、っていう側に属するわけですから、うまくいくのは当たり前の話で、ファスト・トラックになったときに、本当に韓国みたいに連帯が生じる、とか、偏見が起きない、とか…発生するのか、っていう証明がありませんでした。

さらに、フランスについても同様です。フランスも、ゆっくりやった、っていうのが、我々の主張ですから、うまくいった… [時間切れ]

## ■肯定側第二反駁：守屋貴文（STARクラブA）

まずトピカルティから整理していきたいと思います。

我々が…パートナーが1ARで言いましたけれども、この論題っていうのは、効果、目的で論じるべきだ、と。目的に照らし合わせてみて、このカウンタープランの政策っていうのは、論題内だ、と。ここは返っていないと思います。

2ACで我々が打った反駁に対しては、ダウトのみなので、採用できないと思います。さらに、否定側の解釈基準というのは、まさに我々が…否定側の解釈基準そのものが、やっぱりクォータであって、専門家である三浦さんも、法的にクォータと解釈できる、っていうふうにエビデンス中で述べていますから、やっぱりこれはトピカル、っていうふうに判断すべきであると思います。なので、この時点で負けだと思えます。

続いて、カウンタープランの優位性A、B、見ていきたいと思います。Bに対しては、ターンが残っているので、それに対して再反駁がありませんでしたから、まず、カウンタープラン…デメリットっていうのは、まず取れないと思います。

Aについて。2ACで打った…自民党っていうのはそもそも男性議員がたくさんいて、その人たちをリストラできるかどうか、っていうところ、それを本当に金の力でリストラできるんだ、っていう証明は最後までありませんでした。かつ、やっぱり自民党っていうのは、お金をたくさん持っているわけなので、金が本当にモチベーションになるか、っていうところは残っていると思います。

最も大事なポイントを押さえておいてください。彼らは…プランっていうのは、確実に40パーセントを超えることができるプランです。対して、カウンタープランっていうのは、そこはキャプチャーできていないですね。プラス、2ACで、クリティカル・マスのところで言ったんですけど、15パーセントから20パーセントは「地獄の数字」であって、こちら辺が抜けられるかどうかっていうことがすごく大事なポイントなんですけど、その15から20パーセントの、地獄の数字を本当に突破できるか、っていう証明がないっていう時点で、キャプチャーできていないんで、優位性は立っていないと思います。

さらに、我々の解決性へ行きたいと思います。

解決性、まず、候補者がいるのかどうか、というところで、いない、という話があったんですけども、本当に足りない、という証明はできていないと思います。なぜかっていうと、我々は内因性の1点目で言っています。男女共同参画法で、政治に興味を持つ女性がすごい増えているんだ、と。パリアアカデミーとか、各種政治スクールから、女性候補者を擁立しようという動きがあるということ。この人たちが本当に足りない、というところまでは言えていないと思います。

「自民党は10年かけて育てている」って、言っているだけで、プラン…それはプラン前の話であって、プランがあったら1年かけて育つようになると思います…育てようと思います。

あとは…クリティカル・アクターの話がありました。能力が必要なんだ、という話。これもプラン前よりはプラン後の方が、確実に能力ある人は、確実に増えるはずですよ。

「合意形成できる能力」ってありましたけど、上が反対する、っていうのは、本当に女性政策を提案する人…提案が増えたら、それが上が反対する、っていう証明もありませんでした。

アルゼンチンの話は、1ARで返した通りです。アルゼンチンっていうのは、特殊事例だ、と。それはなぜかっていうと、上院議員と…上院の議員と、その…州知事みたいな、つながりが深いから、そういうことが起きた、ということ、日本に当てはまる、という証明がありません。なので、アルゼンチンの事例も取れない。

あと、韓国の話ですね。韓国で起きたようなことが本当に日本で起きるのか、っていうところ。彼らは、ゆっくりやるから起きた、って言っていましたけど、韓国は小選挙区と比例、変わっていて、比例は強制な

んですね。我々と同じようなプランなんで、少なくとも、我々と同じようなことが起きる、という解決性は立っていると思います。

解決性が立てば、数が増えるので、数が増えれば、フランスで起きたようなことが、やはり起きていくと思います。それはリプロダクティブ・ライフであるとか、賃金の平等であるとか、そういった、女性が興味を持つだけじゃなくて、幅広い分野の政策が変わっていった、という話です。なので、メリットが立って、優位性が証明できていない。デメリットも立たないので、肯定側にボートできると思います。以上です。